

平成 29 年度
事業計画及び収支予算

(平成 29. 4. 1 ~ 30. 3. 31)

公益財団法人全国里親会

(平成29年3月)

平成29年度 事業計画及び収支予算書

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、消費税率の引き上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定にすることとしており、平成29年度においても、引き続き行われることとされている。

児童福祉においては、平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、その一部は既に施行されているところであり、平成29年4月1日からは全面的に施行される。

改正法は、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化を図るものであり、29年4月に施行される改正事項には、児童福祉司等の研修の義務化や市町村における支援拠点の整備等、都道府県及び市町村の体制の強化や専門性の向上などが含まれている。

社会的養護の推進については、養子縁組や里親、ファミリーホームによる家庭養護の推進を図るとともに、児童養護施設等の施設についても小規模化や地域分散化を図ることとされ、里親等への委託を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで引き続き居住支援や生活費支援等必要な支援を受けることができるよう予算措置されている。

全国里親会の平成29年度事業については、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、地区里親会が国（都道府県等）の施策と相まって活動を促進するための支援を進めていくこととする。

全国里親会は、関係団体等からの助成や補助が打ち切られ、財政的にも運営が危ぶまれる状態になるところであったが、一般からの寄附金により、公益財団法人としての存続が可能となった。

当法人の運営は、基本的には、会員（地域里親会の会員）の会費によって成り立っている。従って、会員の確保が喫緊の課題であるが、入会率（組織率）には、里親会によって大きな開差がある。

全国里親会への年会費は2,000円であるが、地域里親会の会費に加算して徴収すると比較的高額となる里親会もあり、それが入会率の低い一つの原因ともなっている。

各里親会において入会率を引き上げるため、「里親支援機関協議会」等を設置して、地域里親会の問題に取り組むこととする。

平成29年度事業計画

I 公益目的事業

1 里親制度に関する調査研究事業（公益目的事業 1）

里親委託の促進及び里親の養育を支援するための方策等について、全国里親委託等推進委員会において、次の調査研究を行う。

1) 各里親会における里親支援機関の設置運営に関する研究

里親制度の推進を図るため、都道府県・市は、里親支援機関を設置し、里親支援事業を地区里親会に委託することができることとされたが、各里親会が里親支援事業を受託するための方策等について検討する。

① 里親支援機関協議会の設置、運営について

② 里親支援事業の実施について

先進里親会の調査及び紹介等

③ 地方里親会活動状況調査

④ 里親支援機関に配置される職員、担当者の研修の有り方について研究する。

2) 里親委託等推進委員会の開催（年2回）

小委員会の開催

2 里親の育成事業（公益目的事業 2）

里親会活動による里親支援や里親会の活動の活性化等に関する研修を実施する。

1) 地区別里親研修会開催事業

全国8ブロックにおいて地区別里親研修会を開催し、里親を対象として研修を行うとともに、里親制度促進のため功労のあった者に対してブロック里親会会长からの顕彰を行う。

① 里親制度の促進に功労の里親及び関係者の顕彰

② 里親が抱える様々な問題についてテーマごとに分科会等による検討

③ 里子の養育に関する諸問題についての研修し、里親の資質の向上を図るとともに、里親のなり手の開発のための啓発を行う。

2) 里親支援事業検討委員会の設置等

各里親会が「里親支援機関」 A型の指定を受け、里親支援事業を実施するための「里親支援事業検討委員会」を設置し、事業運営等について検討する。

3) 里親相談支援員、委託調整員会議の開催

4) 地域里親会における女性リーダーの育成及び活用に関するセミナーの開催

3年計画で、東日本は女性リーダーを対象として、西日本は里母を対象して2年間研修会等を実施してきたが、3年目に当たり、山口県において8月に、里母をが持つ問題について研修会を開催する。

5) I F C O マルタ共和国世界大会参加者に対する支援（ツアーニの実施）を行う。

3 里親制度の普及啓発に関する事業（公益目的事業 3）

1) 機関紙「里親だより」の刊行、配布

里親に関する情報の提供、里親制度や養育上のQ & A、地区の活動状況の紹介などを編集し、会員等に配布する。

発 行 年4回（5月、8月、11月、2月）、発行部数10,000

部

2) 第62回全国里親大会の開催

交

厚生労働省が提唱する「里親を求める運動」に賛同し、「京都府民総合交流プラザ」において、全国里親大会を開催し一般への里親制度の周知を図るとともに分科会等により情報の提供を行う。

・期 日 9月30日～10月1日

・参加者 里親、行政、研究者、里親制度に関心のある者等

・内 容 基調講演、行政説明、分科会等

3) 「月刊里親だより」（マンスリーレター）の発行

毎月10日発行を目指すに、トピックスを取り上げ、各里親会を通じて会員里親に情報提供する。

4) ホームページの充実

全国の地区里親会活動（里親体験講座など）の掲載、全国里親会の活動状況、会員の動向・会員向けの情報提供サービス、地方里親会の事業の開催状況（開催時期や募集等）などリアルタイムで最新情報を提供する。

5) メーリングリストによる情報交換、質疑応答、意見交換などの管理

・内部広報として、連絡体制の整備について検討

・66里親会会长向けのメール配信システムについて検討

・8ブロック長や理事向けのメール配信について検討

4 全国里親会と各里親会との連携

1) 里親会全体会の開催

・日 時 9月30日（日）

・場 所 京都府民総合交流プラザ

2) ブロック長会議の開催

・場 所 京都府民総合交流プラザ

3) 日本フォスターケア研修会（J a F C A）への協力

平成26年2月14日に発足した「日本フォスターケア研究会」（J a F C A）に対する研究発表会等への協力

5. 相談・指導事業（公益目的事業 5）

里親制度に関して、電話、ファックス、メールによる問い合わせや相談、苦情などに対して相談・指導を行う。

- ・里親になるための手続き
- ・養育児童や養子縁組に関する相談
- ・障害保険に関すること
- ・研修やイベント等の開催
- ・措置費や税金等に関すること、その他

6. 災害を受けた里親及び児童等に対する支援（公益目的事業 6）

1) 東日本大震災の被災児童に対する支援を引き続き実施する。

- ① 「東日本震災子ども救援基金」の募金活動を継続する。
- ② 被災児童の支援
 - ・高校を卒業し、大学等への進学や就職に際し祝金を贈呈する。
 - ③ 被災児童の親族里親の方への生活支援（年金受給者）の実施
 - ④ 〈年忘れ里親キャンプ～里親と里子の集い〉への協力
宮城県なごみの会及び仙台市ほほえみの会が開催する「里親子キャンプ」等に対する協力。
 - ⑤ 岩手県被災児童のレスパイトケア事業への協力
- 2) その他大規模災害に対する親族里親及び児童等に対する支援
地震、津波、豪雨など大規模自然災害が発生した場合、東日本大震災と同様の支援を行う。

7. 里親賠償責任保険事務（収益事業 1）

里親賠償責任保険の加入手続き（加入依頼書の整備、加入者名簿の入力作業）や集金業務を行い、事務費として保険料の5%を収入として計上している。加入手続きは、毎年2月1日現在の委託児童について、3月18日までに加入依頼書を提出し、保険料を4月中に保険会社に支払うことになっているが、事務量も多く他の業務に支障をきたしている状況のため、一部事務について、外部に委託して行うこととする。

外部委託事務　・加入手続き及び加入者名簿整理事務

各里親会からの保険料集金及び精算事務については事務局で実施する。

8. 経理事務の外部委託について

経理事務の適正化を図るため、経理及び決算事務について、公益法人会計を行う会計事務所に委託するとともに、事務所と同じ会計ソフトを導入し、会計基準に従った経理を行う。

9. 人件費にかかる公益目的事業に対する適正配分

公益目的事業及び管理費における人件費については、事務量、作業時間等を勘案し、それぞれに対して適性に配分して行うこととする。

- ・管理費にかかる人件費　　人件費の10%を法人会計に計上する。

- ・公益目的事業にかかる人件費 人件費の90%を公益目的事業1から6に事務量に応じて配分する。

II 法人の目的を達成するために必要な事業

1 各委員会の開催

委員会規定の基づき、全国里親会の事業の円滑な推進を図るため、各事業の実施に関する必要な事項について、検討協議する。

1) 第三者委員会

全国里親会の業務及び運営に関し、必要に応じて意見を具申し、また、会長の諮問に応える。

2) 業務運営委員会

29年度事業計画に基づき、実施方法、開催内容等について検討する。

3) 広報委員会

全国里親会のホームページを管理するとともに、法人運営及び各事業に関する広報を担当する。

III その他の事業

1 厚生労働省への要望等

地方里親会や里親会会長会議等からの要望を取りまとめ、その実現が図られるよう、全国里親会として厚生労働省へ要望書を提出するとともに、地方里親会や里親等が有する課題解決のための情報の提供等緊密な連携を図り、里親制度の充実発展に寄与する。

2 関係機関・団体等との連絡調整

全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国児童家庭支援センター協議会等の関係団体との連絡を密にして、制度の推進と啓発及び周知徹底に努めるとともに、報道機関等への積極的な働きかけにより、国民一般への制度の周知と広報への協力を得る。

3 日本フォスターケア研究会（JaFCA）への協力

日本フォスターケア研究会（JaFCA）研究発表等の開催に協力する。

IV 収益事業

里親賠償責任保険に関する事務

日本興亜損害保険株式会社との契約により、里親会の会員を加入者とする「里親賠償責任保険」について、加入申請の受付や名簿の整理、保険料の徴収・精算などの事務処理を行う。